

# 鈴鹿市消防施設等整備事業費補助金について

## 1 補助金の概要

自治会及び消防団が、消防施設及び消防設備の充実強化又は適正な管理を行うための経費を補助します。予算の範囲内で随時補助金交付決定を行います。

- ・消防施設：防火水槽、消防団車庫・待機所（ホース乾燥塔などの付帯設備を含む）、自治会火の見櫓、自治会ホース乾燥塔
- ・消防設備：自治会消防用ホース収納箱一式

## 2 交付対象事業及び交付対象者【補助金額、補助金限度額】

### (1)防火水槽改修 交付対象：自治会

【補助金額：所要経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）、限度額：1,000,000円】

- ・防火水槽における有蓋（コンクリートスラブ）工事
- ・無蓋防火水槽における安全管理上の金網張り工事
- ・防火水槽の防水加工工事
- ・防火水槽の標識設置及び改修工事
- ・有蓋防火水槽面の立入禁止及び駐車禁止焼付表示
- ・防火水槽周辺への安全フェンス設置工事
- ・防火水槽周囲舗装工事
- ・防火水槽における側面補強のためのコンクリート打ち工事
- ・有蓋防火水槽マンホール蓋設置及び改修工事
- ・防火水槽吸管投入孔部設置及び改修工事

### (2)市長が必要と認める消防施設 交付対象：自治会、消防分団

【補助金額：所要経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）、限度額：500,000円】

- ・火の見櫓の改修・撤去
- ・ホース乾燥塔の新設・改修・撤去
- ・消防水利が充足している箇所にある又は消防水利を新設したことによる既存防火水槽の撤去
- ・消防分団車庫・待機所の改修・撤去
- ・消防分団車庫・待機所の付帯設備（浄化槽、駐車場等）の新設・改修・撤去
- ・自然水利取水設備の新設・改修・撤去

### (3)自治会消防用ホース収納箱 交付対象：自治会

【補助金額：所要経費の3分の1以内の額（千円未満切捨て）、限度額：44,000円（消火栓1基あたりにつき1箇所とする）】

#### ◆新規で設置する場合

【基本型物品一式】

- ・消防用ホース3本（消防検定合格品）※種類：口径65mm、50mm、40mm
- ・筒先1本
- ・消火栓蓋及び弁開閉用ハンドル1本
- ・収納箱（赤色）※土台を含む

### 【選択して追加できる物品】

- ・盗難防止用装置1個（取付費含む。）
- ・放口媒介金具1個 ※65mm→50mm、65mm→40mm
- ・ホース搬送用台車1台 ※種類：65mm、50mm、40mm ホース用

### ◆更新、変更、追加の場合

- ・使用に耐えられない消防用ホース等や収納箱単品の更新分も対象です。ただし、ホースは1箇所につき3本を限度とします。
- ・更新に伴う、廃材の撤去費、処分費
- ・新たに追加する盗難防止装置単品分など
- ・ホース口径の種類を変更し、必要となるホース、搬送用台車、媒介金具、筒先など

### (交付対象外)

- ・収納箱等の撤去費（更新ではなく、そのものを撤去して処分する場合等）
- ・移設費（邪魔になったので、近くの場所に移動したいが費用がかかる等）
- ・故意に器材を破損させたので、新たに購入する費用
- ・消火器等の設置にかかる費用
- ・消防用ホース収納箱の再塗装にかかる費用
- ・部品交換等にかかる費用

## 3 提出先

消防本部消防課（消防本部3階）まで

## 4 提出書類

- ・補助金等交付申請書（第1号様式）
- ・補助事業計画書
- ・補助対象経費を確認できる2社以上の見積書の写し
- ・事業実施場所の地図
- ・現状が確認できる写真
- ・交付先団体の決算書等の写し

## 5 留意点

- ・補助金交付を受けるためには、事前申請が必要です。事業実施後に申請いただいた場合は、補助金交付の対象外となりますので、必ず事業実施前に申請してください。
- ・交付決定通知を受理後、事業内容を変更する場合は、事業を実施する前に計画変更承認申請書を消防課へ提出してください。
- ・予算の執行状況により、補助金の交付対象事業であっても、交付できない場合がありますので御了承ください。